

民生委員・児童委員の一斉改選について

来年（令和7年）12月1日、民生委員・児童委員の3年に1度の一斉改選を迎えます。委員の確保には、町会の皆様のご理解ご協力が欠かせません。何卒お力添え賜りますようお願いいたします。

1 委員の身分・要件等

身分	東京都の非常勤公務員（厚生労働大臣から委嘱）
任期	令和7年12月1日～令和10年11月30日の3年間
活動費	月額15,000円 ※23区第1位。交通費・通信費等の実費弁償額。
年齢要件	民生委員・児童委員（年齢要件変更） 令和7年12月1日より適用 新任：67歳未満（例外72歳未満） 再任：75歳未満（例外77歳未満） ※東京都の基準。来期は2歳引き上げられた。（今期は新規70歳未満、再任75歳未満）引き続き定年年齢撤廃等を要求していく。
	主任児童委員（年齢要件変更なし） 令和7年12月1日現在 新任：55歳未満（例外62歳未満） 再任：55歳未満（例外65歳未満）
居住要件	担当区域又は隣接区域に概ね3年以上居住していること（例外あり） ※できるだけ柔軟に対応していく。
その他	・生活が安定しており、委員活動に必要な時間を割くことができ、かつ、健康であること。 ・常勤の会社員等の場合は、雇用主の「承諾書」が必要。 ・現職議員は不可。 ・「主任児童委員」は、児童等に関する資格又はPTA等の児童福祉に関する活動実績等が必要。



2 現在の委員の状況

※定年退任者のうち（ ）は再任可能者

区分	民生委員・児童委員			主任児童委員		
	定数	現在の欠員	定年退任者	定数	現在の欠員	定年退任者
第1地区	26	6	4 (3)	1	0	0
第2地区	32	5	3 (3)	1	1	0
第3地区	27	3	5 (1)	2	2	0
第4地区	23	5	4 (2)	2	0	1 (0)
第5地区	18	3	2 (1)	1	0	0
第6地区	23	2	5 (3)	1	1	0
第7地区	13	2	1 (1)	1	0	0
第8地区	18	1	2 (1)	1	0	0
第9地区	16	2	0 (0)	1	0	0
第10地区	15	4	3 (1)	1	0	0
第11地区	15	0	2 (2)	1	0	0
第12地区	17	5	2 (1)	2	0	0
合計	243	38	33 (19)	15	4	1 (0)

(令和6年12月1日現在)

※今回の一斉改選は欠員に加えて、定年退任者が多く、各地区町会長様には、後任の方を推薦していただきたく、ご準備くださいますようお願い申し上げます。推薦に関しては、退任予定の民生委員や各地区会長も協力しますので、ご相談くださいますようお願いいたします。

3 今後の予定

令和6年 12月 委員推薦依頼予告(12月期区政連絡会)
 令和7年 2月 委員推薦依頼(2月期区政連絡会)
 4月 委員推薦期限
 5月～6月末 各地区で予選会開催 ※地区の状況に応じて開催
 7月 東京都への委員推薦期限
 12月 厚生労働大臣委員委嘱

※欠員又は定年退任者のいる町会に対して、候補者向けのパンフレットを3部配布します。主任児童委員向けパンフレットは後日送付いたします。さらに多く必要な場合、又はその他の町会で必要な場合には、担当までお声掛けください。



<問い合わせ先>

豊島区 福祉部 福祉総務課 民生・児童委員グループ
 第2地区担当 塩塚
 ☎03-3981-1722

東京都民生委員・児童委員選任要綱

第1 目的

この要綱は、東京都民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）の選出について、一般的な基準を設定し、社会的要請に即応した適格な民生委員候補者を選出することを目的とする。

第2 民生委員の選任

1 民生委員の適格要件

民生委員の適格要件については民生委員法（昭和23年法律第198号。以下「法」という。）第6条に規定されているが、法第1条、第2条、第11条、第14条、第15条及び第16条の規定の趣旨を考慮すると、おおむね次のとおりである。

(1) 民生委員としての適格者

- ア 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識をもち、社会福祉及び民生委員の活動に理解と熱意がある者
- イ 当該区市町村の議会の議員の選挙権をもち、担当予定区域又は隣接区域におおむね3年以上居住しており、その地域の実情に精通し、かつ地域住民の信望があり、住民が気軽に相談に行ける者
- ウ 生活が安定しており、民生委員活動に必要な時間をさくことができ、かつ、健康である者
- エ 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を固く守ることができる者
- オ 児童委員として、児童の福祉増進に熱意があり、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また、児童から親しみをもたれる者

(2) 民生委員としての不適格者

- ア 当該区市町村の議会の議員の選挙権を有しない者（法第6条）
- イ 職業その他従事している事業が多忙である者、又は留守がちな者
- ウ 高齢や傷病のため民生委員として職務を遂行することが困難な者
- エ 民生委員としてふさわしくない非行のあった者（法第11条第1項第3号）
- オ 民生委員としての立場や活動を一党一派や政治目的のために利用した者（法第16条）

2 年齢

今日の地域及び地域住民を取り巻く社会情勢が推移する中であって、民生委員が地域住民の信頼を得、期待に応えるためには、住民生活の実態に即応した柔軟な指導力、機敏な行動力及び新しい時代感覚等が強く望まれていることを考慮し、次の年齢要件を満たすこと。

(1) 新任者

- ア 民生委員については、原則として 67 歳未満の者であること。ただし、適格者を確保する上で必要と認められる場合は、72 歳未満の者を推薦することができる。
- イ 児童福祉に関する事項を専門的に担当する児童委員（以下「主任児童委員」という。）については、原則として 55 歳未満の者であること。ただし、適格者を確保する上で必要と認められる場合は、62 歳未満の者を推薦することができる。

(2) 再任者

- ア 民生委員については、75 歳未満の者で、任期中職責を十分果たせられると思われる者であること。ただし、民生委員推薦準備会を設置するなど適格者の確保に努めたにもかかわらず、適任者を確保する上で必要と認められる場合は、77 歳未満の者を推薦することができる。
- イ 主任児童委員については、原則として 55 歳未満の者であること。ただし、適格者を確保する上で必要と認められる場合は、65 歳未満の者を推薦することができる。

3 年齢の計算時点及び計算方法

2 に規定する年齢の計算時点及び計算方法は、以下のとおりとする。

(1) 年齢の計算時点

一 斉改選時においては、委嘱予定日現在の年齢による。

任期中の欠員補充時においては、その一斉改選時の起算日現在の年齢による。

(2) 年齢の計算方法

年齢計算に関する法律（明治 35 年法律第 50 号）の規定にかかわらず、誕生日に相当する日をもって満年齢に達するものとする。

4 再任者の選任

民生委員の改選に当たって、現職の民生委員について選考を行う場合は、次に掲げるもののほか、これまでの活動実績等を具体的に検討して、任期中十分な活動ができる者の選出に努めること。

(1) 民生委員協議会の出席率

60 パーセント以上の実績があること。

出席率の計算期間は、委嘱日から改選日の属する年の 3 月末日までとする。ただし、特別の事情（災害、感染症拡大防止対応等により協議会出席が難しい委員に対し、区市町村等から必要な情報伝達がなされている場合を含む。）がある場合はこの限りでない。

(2) 活動記録の提出率

80 パーセント以上の実績があること。

提出率の計算期間は、委嘱日から改選日の属する年の 3 月末日までとする。

5 選任に当たっての留意事項

- (1) 民生委員の選任は、真の適格者を求めることを主眼とすべきものであって、地域団体などの役員の機械的交替や割振りであってはならない。また、適格な候補者が定数まで得られない場合でも、政治的その他の理由で便宜的に選出しないこと。
- (2) 候補者の選任に当たっては、直接の関係者による推薦のみならず、町会・自治会、福祉活動を行うボランティア団体、福祉活動を行う特定非営利活動法人、保健医療団体等多方面から幅広く推薦を得るなど、人材の確保に努めること。
- (3) 現職議員は避けること。
- (4) 地域の事情等により常勤の公務員及び会社員等の被雇用者を選任する場合には、民生委員活動に支障がない者を選任すること。この場合には、雇用主（任命権者）の「承諾書」（別記様式1）の提出が必要である。
- (5) 民生委員協議会の適切な組織運営を確保するため、男女の均衡や年齢構成に配慮し、選任に当たること。特に、主任児童委員の選任に当たっては、少なくとも主任児童委員の定数が複数となる民生委員協議会においては、その半数は女性となるよう努めること。
- (6) 民生委員は、その従事している職業は問わないが、特に社会福祉の推進にふさわしくないとと思われる者は避けること。
- (7) 元民生委員であった者の選任に当たっては、前任期の解嘱理由が解消していることを確認すること。
- (8) 主任児童委員の選任に当たっては、児童福祉に関する理解と専門的な知識・経験を有し、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる者で、次に例示する者等であること。
 - ア 児童福祉施設等の施設長、児童指導員若しくは保育士等として勤務した者又は里親として児童養育の経験がある者
 - イ 学校などの教員の経験を有する者
 - ウ 保健師、助産師、看護師、保育士等の資格を有する者
 - エ 子供会活動、少年スポーツ活動、少年補導活動、PTA活動等の活動実績を有する者
- (9) 民生委員の新任者の適格者を確保する上で、67歳以上の者を推薦する場合は、推薦理由を、候補者個人調書の特記事項欄に記入すること。
- (10) 民生委員の適格者を確保する上で、75歳以上の者を推薦する場合は、推薦理由を候補者個人調書の特記事項に記入することとし、その際には次の事項を確認すること。
 - ア 民生委員活動を継続することに対して、本人の強い希望があること。
 - イ 当該候補者の活動記録の記入内容や当該候補者が属する民生委員協議会の意見などから健康状況などを確認すること。
- (11) 主任児童委員の適格者を確保する上で、55歳以上の者を推薦する場合は、推薦理

由を、候補者個人調書の特記事項欄に記入すること。

第3 民生委員推薦会

民生委員の選任の適否は、その推薦母体である民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）の構成及び運営によることを考慮し、決して政治的、その他の利害関係により推薦会委員を委嘱し又は運営することのないようにすること。

1 運営

- (1) 推薦会は、地域団体又は職域団体等によってその意思決定に影響を与えられるべきではなく、あくまでも自主的に運営されなくてはならない。
- (2) 推薦会は、これを常設の機関とし、民生委員に欠員が生じたときは逐次開催し、長期間にわたり欠員の状態とならないよう留意すること。
- (3) 推薦会の招集は、委員長が行うが、委嘱後の第1回の招集は、委員長が選任されていないので、便宜上区市町村長が行うことが適当である。
- (4) 推薦会の開催に当たっては、民生委員の適格要件及び選任に当たっての留意事項等を明示し、かつ、適格性を審査するに足る資料を提示して審査を求めること。
- (5) 推薦会の開会は、推薦会委員の半数以上の出席を必要とし、議事は、出席した推薦会委員の過半数で決定する。推薦会委員長は議事に関して可否同数の際の裁決権をもつが、表決権は有しない。
- (6) 会議は非公開とする。したがって、推薦会委員、幹事及び書記は議事に関して秘密を守らなければならない。
- (7) 推薦会の会議の状況について、次の事項等を記録しておく。

ア 開催期日及び時間

イ 出席した推薦会委員・幹事及び書記氏名

ウ 議事審議状

エ 表決及び裁決状況

- (8) 推薦会は、緊急やむをえない必要がある場合に、推薦会委員に対し書面により意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。

2 留意事項

- (1) 推薦会委員は、諸分野から幅広く委嘱すること。
- (2) 推薦会の委嘱に当たっては、その適任者を選出するため、関係団体との連携を図るなど選出方法等を十分考慮すること。
- (3) 推薦会委員には、積極的に女性を加えるよう努めること。
- (4) 推薦会の幹事及び書記は、民生委員の職務内容、制度運営等を考慮して、民生委員関係部課、福祉事務所等の関係の職員を各1名以上委嘱すること。
- (5) 推薦会委員が、その職務上の地位を政党又は政治目的のために利用した場合は、これを解嘱すること。

- (6) 推薦会委員に対して、民生委員の職務内容、民生委員の改選の趣旨、推薦会の職責及びその運営方法につき具体的に指導すること。
- (7) 推薦会委員と現職の民生委員とが懇談会を開催する等の方法により民生委員に対する理解を深めるよう推薦会委員の指導に努めること。
- (8) 推薦会委員を民生委員に推薦することは避けること。ただし、現在、民生委員である者が推薦会委員に委嘱された場合には、その者が改選時において民生委員に推薦されることは差し支えない。
- (9) 推薦会委員の任期の起点は、改選年次の10月1日とする。ただし、これにより難い場合は、この限りでない。区市町村長は推薦会委員を委嘱したときは、委嘱後速やかに「民生委員推薦会委員報告書」（別記様式2）により都知事に報告すること。

なお、異動を生じたときにも、その都度速やかに報告すること。

3 民生委員推薦準備会

推薦会が、広範な区市町村の区域から適格な民生委員候補者を選出することは極めて困難である状況から、推薦会の下部機関として民生委員推薦準備会（以下「準備会」という。）を設置することが望ましい。

- (1) 準備会の設置区域については、出張所管轄区域や民生委員協議会の設置区域等適当な区域ごとにすることが望ましい。
- (2) 準備会の組織及び運営等については、推薦会に準ずるとともに、「推薦準備会設置運営要綱<参考例>」（別紙）を参考とすること。

第4 民生委員の推薦及び指名手続

1 推薦手続

推薦会が、都知事に民生委員候補者を推薦するに当たっては、別に定める手続によること。

2 推薦の再考

本要綱等に定める適格要件を著しく欠く民生委員候補者の推薦があった場合には、都知事は、東京都社会福祉審議会に諮問する前に、当該候補者を推薦した推薦会に対して、当該候補者の推薦について、再考を求めることができる。

3 再推薦

推薦会から推薦された民生委員候補者について、民生委員として適当でないと認めたときは、都知事は、東京都社会福祉審議会の意見を聴いた上で、その推薦会に対して再推薦を命ずることがある。再推薦を求められた場合は、再度適格者を人選の上推薦すること。

4 審査

東京都社会福祉審議会は、推薦会から推薦された民生委員候補者について、都知事の諮問により第2に掲げる事項について書面又は実地調査等により審査を行い、必要

があるときは、推薦会の委員長又は関係職員等の出席を求め、意見を聴くことがある。ただし、都知事の諮問は、東京都社会福祉審議会において特に審査を要すると認められる候補者について行うこととし、これ以外の候補者については省略することができる。

5 その他

主任児童委員に欠員が生じたことから区域を担当する民生委員（以下「区域担当」という。）を主任児童委員に指名する場合、もしくは、区域担当に欠員が生じ、主任児童委員を区域担当にする場合には、民生委員の解嘱をすることなく、主任児童委員の指名もしくは指名の解除を行うものとする。この場合、区市町村長は別に定める様式を都知事に提出すること。なお、辞令の伝達は、区市町村長において行うこと。

第5 民生委員の委嘱

1 委嘱通知

法第5条の規定により都知事の推薦した候補者が、厚生労働大臣により委嘱が決定された場合、都知事は、推薦会へその旨を通知する。当該民生委員に対しては、区市町村長から通知すること。

2 委嘱辞令の伝達

厚生労働大臣の委嘱状の伝達は、区市町村長が当該民生委員全員又はその代表者（被委嘱者が多数の場合）及び関係者の参集を求め、これを行う。

3 その他

区市町村長は、民生委員が委嘱されたときは、その者の氏名、住所及び担当区域等について、地域住民に周知させる方を講ずること。

第6 民生委員の解嘱

1 解嘱手続

任期中において、区市町村長又は推薦会が都知事に民生委員の解嘱を内申する手続は次のとおりである。

(1) 本人の意思にかかわらず解嘱をする場合の手続（職権解嘱）

区市町村長又は当該民生委員推薦会は、民生委員が法第11条第1項の各号のいずれか又は第16条の規定に該当すると認めた場合は、その理由を付して別に定める手続により解嘱を知事に内申することができる。

法第11条第1項各号に規定する解嘱事由は、次のとおりである。

ア 第1号関係

「職務の遂行に支障のある」とは、主として長期出張その他住所の変更等により事実上職務遂行のできない場合をいう。

「これに堪えない場合」とは、主として傷病等のために事実上職務遂行に堪えない場合をいう。

イ 第2号関係

「職務の怠り」とは、法第 14 条、児童福祉法第 17 条等に規定する職務を怠ることをいう。

「職務上の義務に違反した場合」とは、法第 15 条及び同第 16 条の規定に違反した場合をいう。

ウ 第 3 号関係

「民生委員たるにふさわしくない非行」とは、特に人格識見ともに高く、地域住民からの信頼が厚いことが求められている民生委員の品位及び信用を著しく落とすような不徳義な行為をいい、たとえば、賭博、詐欺、その他破廉恥的行為等がある。

(2) 本人の自発的な辞任の申出に基づき解嘱する場合の手続（一般解嘱）

区市町村長は、本人が自発的に辞任を申し出たときは、本人の辞職願（別記様式 3）を添付して、別に定める手続により解嘱を都知事に内申すること。

2 解嘱通知及び解嘱辞令の伝達

厚生労働大臣により解嘱が決定された場合、都知事は、区市町村長又は推薦会にその旨を通知するとともに、解嘱辞令を交付する。

なお、解嘱辞令の伝達については、区市町村長において行うこと。

附 則

1 この要綱は、令和 7 年 1 2 月 1 日から施行する。

2 決定の日から令和 6 年 3 月 2 5 日付 5 福祉生地第 1 3 6 6 号による改正後のこの要綱（以下「新要綱」という。）の施行の日の前日までの間において行う令和 7 年 1 2 月 1 日付民生委員・児童委員候補者審査分に係る民生委員・児童委員候補者の選任の手続は、新要綱によって行うことができる。

なお、様式 1 は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

豊島区民生委員・児童委員候補者推薦要綱

〔令和元年9月22日〕
区 長 決 裁

第1 目 的

この要綱は、東京都民生委員・児童委員選任要綱に基づく民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）の選出における候補者の推薦について、豊島区（以下「区」という。）及び町会（「豊島区町会活動の活性化の推進に関する条例」第2条第1項に規定する団体。以下同じ。）並びに民生委員の役割を明らかにすることにより、地域の実情に応じた適格な候補者を選出することを目的とする。

第2 民生委員の活動地域

- 1 民生委員の活動地域は、民生委員の一斉改選時に、原則として各町会の区域内において、区が町会及び民生委員の意見を聞き設定する。
- 2 町会の区域内の全世帯数が一定の基準以下の場合は、近隣の町会の一部または全部と併せた活動地域の設定ができる。
- 3 中高層集合住宅において、一定の戸数を超える大規模な集合住宅については、その集合住宅をひとつの活動地域として設定することができる。

第3 候補者の推薦

- 1 民生委員候補者は、民生委員の活動地域ごとに、その区域の町会が、東京都民生委員・児童委員選任要綱「第2 民生委員の選任」に基づき、推薦するものとする。ただし、主任児童委員候補者については、豊島区区政連絡会設置要綱（昭和44年4月1日区長決裁）に定める区政連絡会の委員長が推薦するものとする。
- 2 前項の候補者の推薦にあたり、退任予定の民生委員及び近隣の民生委員は町会へ協力するよう努めるものとする。
- 3 第2の2により二つ以上の町会区域を併せた活動地域の民生委員候補者については、町会間で協議のうえ推薦するものとする。

第4 その他

民生委員候補者の推薦について、東京都民生委員・児童委員選任要綱及びこの要綱に定めがないものは、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から実施する。

民生委員・児童委員候補者推薦予選会運営要領

〔平成22年4月1日
保健福祉部長決定〕

制定 昭和46年10月1日

改正 平成12年 4月1日

全部改正 平成22年 4月1日

改正 平成31年 2月1日

第1 目 的

この要領は、民生委員・児童委員の改選にあたり、東京都豊島区民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）の協力機関として豊島区区政連絡会設置要綱（昭和44年4月1日区長決裁）に定める区政連絡会の所管区域（以下「地区」という。）ごとに民生委員・児童委員候補者推薦予選会（以下「予選会」という。）を設け、適格な候補者を選出することを目的とする。

第2 予選会の構成

予選会は、次に掲げる委員をもって組織する。ただし、委員の任期は下記に掲げる職務に在任する期間とする。

- (1) 地区内に居住する区議会議員及び地区内に存する町会の代表
- (2) 地区内に存する区立小中学校PTAの代表
- (3) 民生委員協議会の会長及び地区内に居住する副会長1名

第3 予選会の運営

- 1 予選会に委員長及び副委員長1名を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長及び副委員長の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 予選会は、委員長が招集する。
- 5 予選会の議事は、出席委員の過半数でこれを可決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 6 推薦会の委員は、予選会に出席して説明することができる。

第4 民生委員・児童委員候補者の推薦

- 1 委員は、民生委員・児童委員候補者の選出にあたって、民生委員・児童委員選任要綱に規定する民生委員・児童委員としての適格要件を熟知のうえ、候補者についての審議資料を委員長に提出しなければならない。
- 2 推薦会は、予選会より推薦された者について民生委員・児童委員の候補者としての適格または不適格の決定を行うものであるが、この場合、不適格者と認められた者があったときは、予選会は、再予選をすることができる。

第5 報告事項

委員長は、候補者の推薦にあたり、次の書類を作成し、推薦会委員長に提出するものとする。

- (1) 予選会の審議状況の記録書
- (2) 民生委員・児童委員候補者の個人調書

第6 運営上の留意点

- 1 会議は、非公開とし、議事についての機密は遵守しなければならない。
- 2 予選会は各種団体の利益代表ではないから地域団体又は職域団体によってその意思決定に影響を与えられるべきではなく、あくまで自主的かつ公正に運営されなければならない。

第7 その他

民生委員・児童委員の欠員による補充候補者の選出にあたっては、この要領を準用するものとする。

附 則

この要領は、昭和46年10月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から実施する。
- 2 この要領は、豊島区事案の決定等に関する規程（平成17年豊島区訓令甲第2号）第3条及び第4条の規定により、保健福祉部長の決定区分とする。
- 3 この要領の施行前にこの要領による改正前の民生委員・児童委員候補者推薦予選会運営要領の規定によりした処分、手続その他の行為は、この要領による改正後の民生委員・児童委員候補者推薦予選会運営要領の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から実施する。